

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023.1.21

SBI国内REIT ダブル・ベア

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型(ブル・ベア型)

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	不動産投信	特殊型(ブル・ベア型)	その他資産(不動産投信指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「SBI国内REIT ダブル・ベア」の募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年1月20日に関東財務局長に提出しており、2023年1月21日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号

設立年月日:1986年8月29日

資本金:4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:3兆2,180億27百万円

※2022年10月末現在

受託会社:みずほ信託銀行株式会社

(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBIアセットマネジメント株式会社

● ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

● 電話番号 03-6229-0097

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

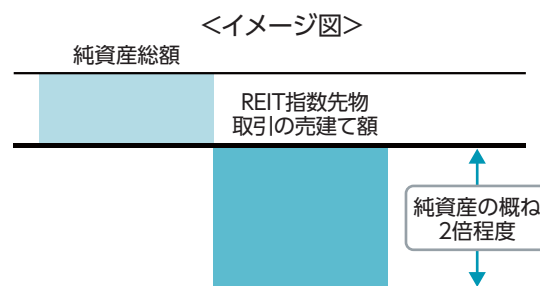
ファンドの目的

本ファンドは、REIT指数先物取引^{*}及びわが国の短期公社債を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの概ね2倍程度逆となる投資成果をめざして運用を行います。

^{*}原則として、東証REIT指数先物取引を活用します。

ファンドの特色

1 REIT指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整することにより、日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの概ね2倍程度逆となる投資効果をめざします。



2 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中にREIT指数先物取引を売建て、もしくは買戻しするものとします。この結果、REIT指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の2倍程度にならないことがあります。

ファンドの仕組み



分配方針

毎決算時(年1回、4月21日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

● 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

基準価額の値動きにかかる留意事項

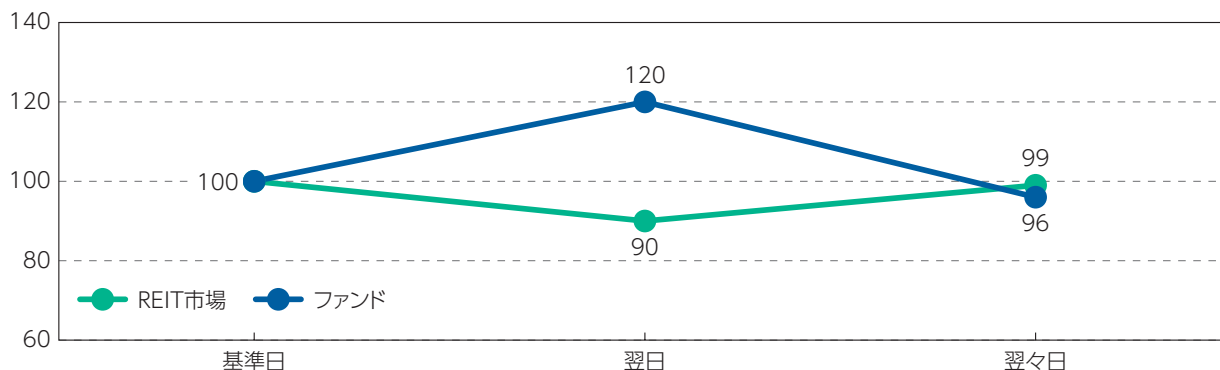
本ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの「概ね2倍程度逆」となる投資成果をめざして運用を行います。したがって、日々運用目標が達成された場合でも、**ファンドの保有期間が2日以上となった場合には、「概ね2倍程度逆」の投資成果が得られるものではありません**のでご注意ください。

1. ファンドの保有期間が2日以上となった場合の投資成果は、同期間中のわが国のREIT市場の値動きと比較し「概ね2倍程度逆」とはなりません。

(例) REIT市場が基準日の翌日に10%下落し、翌々日に前日比で10%上昇した場合

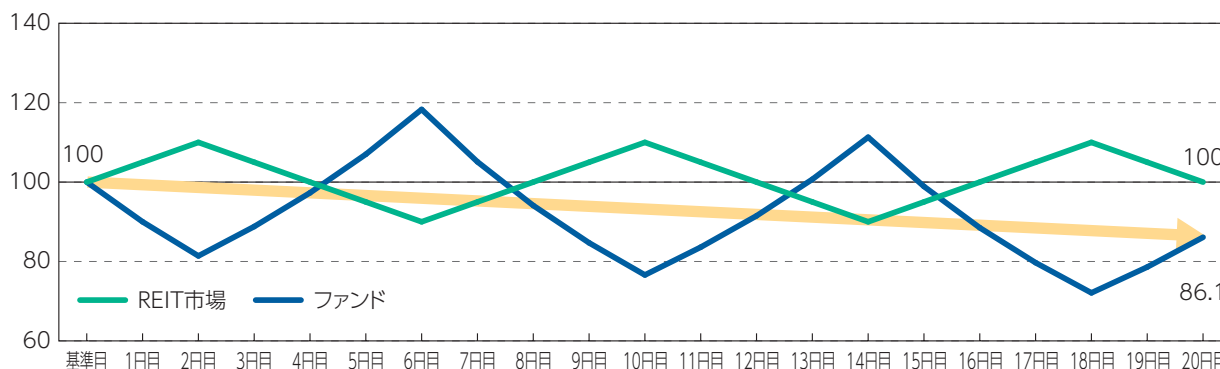
	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日との比較
	価格	価格	前日比騰落率	価格	前日比騰落率	
REIT市場	100	90	-10%	99	+10%	-1%
ファンド	100	120	+20%	96	-20%	-4%

基準日と翌々日を比較すると、REIT市場が1%の下落に対して、ファンドは4%の下落となり、「概ね2倍程度逆」とならないことがわかります。



2. わが国のREIT市場が上昇と下落を繰返しながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が押し下げられる傾向となります。

(例) REIT市場の基準日を100とし、その後、上・下10の幅で上昇と下落を20日間繰返した場合



ファンドの基準価額は、REIT市場が基準日と同じ100となった場合でも、86.1と大きく押し下げられることがわかります。

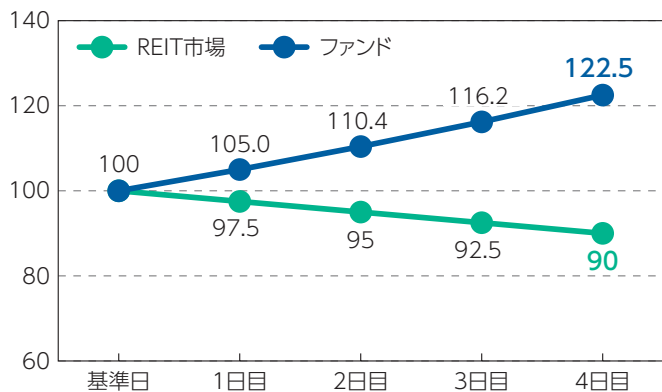
上記の理由から本ファンドは、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。

- 上記はわが国のREIT市場の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国のREIT市場の値動きに対し2倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

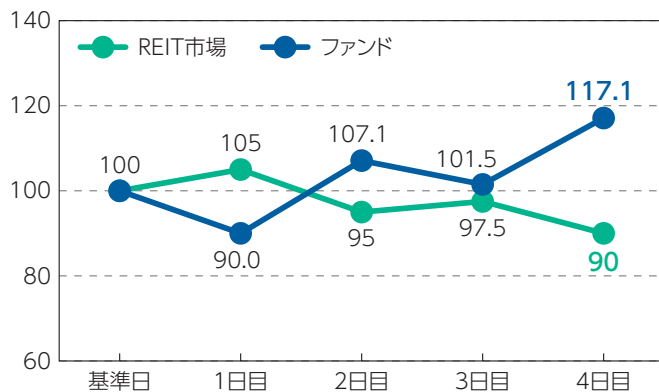
3. わが国のREIT市場が一方向に動き続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら推移した場合を比較すると、上昇と下落を繰り返しながら推移した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例1) REIT市場が一方向に下落を続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら下落した場合

REIT市場が一方向に下落を続けた場合



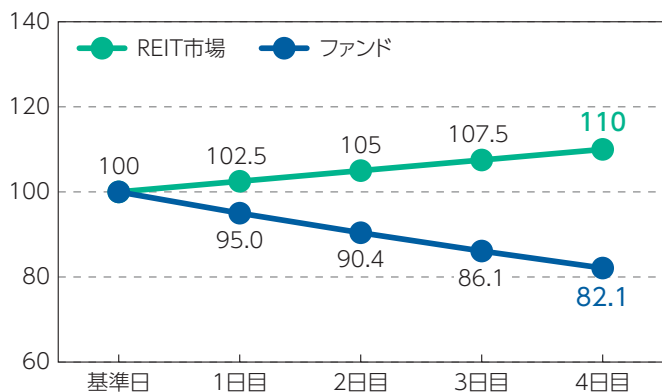
REIT市場が上昇と下落を繰り返しながら下落した場合



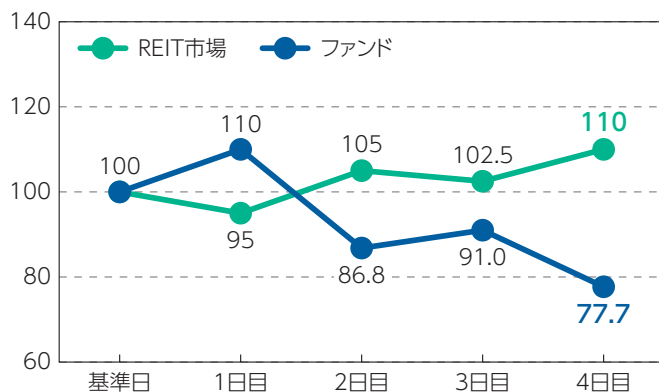
4日目にREIT市場がともに90となった場合でも、ファンドはそれぞれ「122.5」、「117.1」と上昇と下落を繰り返しながら下落した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例2) REIT市場が一方向に上昇を続けた場合と、上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合

REIT市場が一方向に上昇を続けた場合



REIT市場が上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合



4日目にREIT市場がともに110となった場合でも、ファンドはそれぞれ「82.1」、「77.7」と上昇と下落を繰り返しながら上昇した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

- 上記はわが国のREIT市場の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国のREIT市場の値動きに対し2倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

4. 日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの「概ね2倍程度逆」となることをめざして運用を行います。が、「ちょうど2倍逆」とは限りません。その主な要因は次のとおりですが、以下に限定されるものではありません。

- ◆ 本ファンドにおける運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- ◆ REIT指数先物取引等を利用することに起因するもの
 - 1) REIT指数先物とわが国のREIT市場の値動きの差
 - 2) 追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動
 - 3) 日々の追加設定・解約などに対応したREIT指数先物取引の約定価格と清算値段の差
 - 4) 流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響
 - 5) 先物の限月交代に対応する場合

基準価額の変動要因

本ファンドは、REIT指数先物取引及びわが国の短期公社債への投資を通じて、日々の基準価額の値動きが、わが国のREIT市場の値動きの概ね2倍程度逆となる投資成果をめざして運用を行います。**REIT指数先物取引の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。**したがって、**投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。**投資信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様**に帰属します。また、**投資信託は預貯金と異なります。**
 本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

REIT（不動産投資信託）の価格変動リスク	一般にREIT（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。REIT（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け上昇した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする投資成果が達成できないリスク	本ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの「概ね2倍程度逆」となることをめざして運用を行います。が、「ちょうど2倍逆」になるとは限りません。その主な要因は以下のとおりです。ただし、以下に限定されるものではありません。 ◆本ファンドにおける運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担 ◆REIT指数先物取引等を利用することに起因するもの 1) REIT指数先物とREIT市場の値動きの差 2) 追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動 3) 日々の追加設定・解約などに対応したREIT指数先物取引の約定価格と清算値段の差 4) 流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響 5) 先物の限月交代に対応する場合
換金性等が制限されるリスク	次の場合等には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただく場合があります。 ◆REIT指数先物取引について次の事象が発生したとき 1) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の立会いが行われなかったとき、または停止されたとき。 2) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、本ファンドの当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ◆金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき
信用リスク	公社債及び短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなる（債務不履行）またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、本ファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

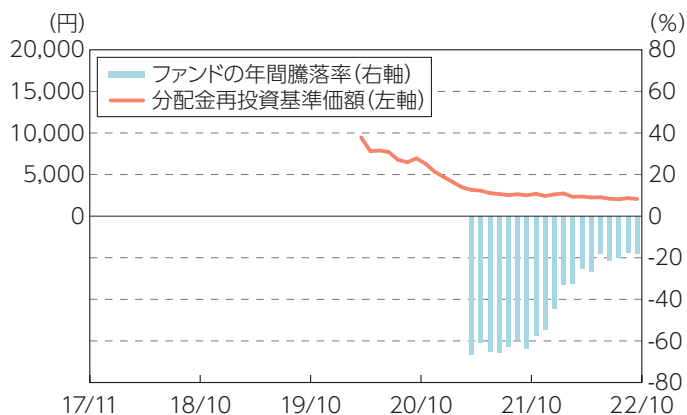
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングを行っています。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

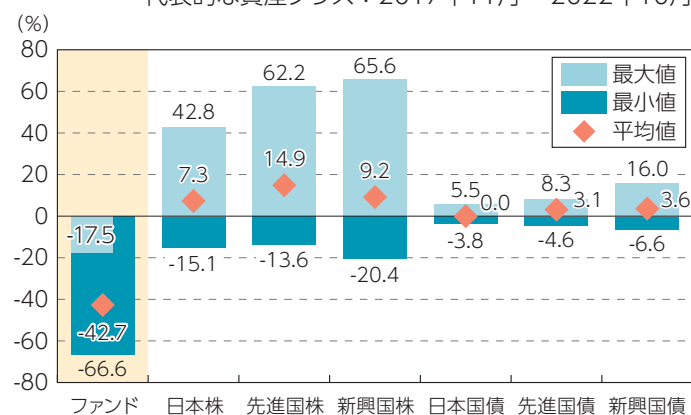
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2017年11月～ 2022年10月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2021年4月～ 2022年10月
代表的な資産クラス：2017年11月～ 2022年10月



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

- 日本株…Morningstar 日本株式指数
- 先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
- 新興国株…Morningstar 新興国株式指数
- 日本国債…Morningstar 日本国債指数
- 先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
- 新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

- 日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
- 先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
- 新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
- 日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
- 先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
- 新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

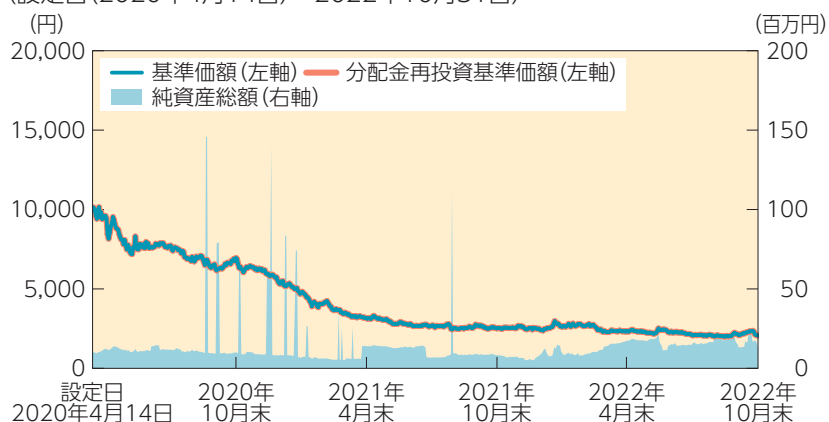
本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

基準価額・純資産の推移

(基準日:2022年10月31日)

(設定日(2020年4月14日)~2022年10月31日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	2,058円
純資産総額	13.2百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2021年4月21日)	0円
第2期(2022年4月21日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

《構成比率》

現金等	100.0%
合計	100.0%
株式先物	△178.4%

※構成比率は純資産総額に対する比率です。

※株式先物は東証REIT指数先物です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2020年は設定日2020年4月14日(10,000円)から年末まで、2022年は年初から10月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として、午後2時15分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時15分より前になります。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	2023年1月21日(土)～2023年4月20日(木)
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	次の場合等には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただきます。 ◆REIT指数先物取引について次の事象が発生したとき 1) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の立会いが行われなかったとき、または停止されたとき。 2) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、本ファンドの当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ◆金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき
信託期間	2023年4月21日(金)まで(設定日：2020年4月14日(火)) 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月21日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	600億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.sbiam.co.jp/
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年0.902% (税抜：年0.82%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分(税抜)>													
	<table><thead><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>年0.44%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.35%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></tbody></table>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.44%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	販売会社	年0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
支払先	料率	役務の内容												
委託会社	年0.44%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価												
販売会社	年0.35%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
その他の費用及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。													

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [*] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税 [*] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 少額投資非課税制度[愛称：NISA(ニーサ)]、未成年者少額投資非課税制度[愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合 NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 上記は2022年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

MEMO

Dotted lines for writing content.

